

# 社会福祉施設における感染防止対策研修会開催要領

## 1 目的

新型コロナウイルスの新規感染者数が減少し「緊急事態宣言」が解除され、対策の緩和が段階的に行われているところであるが、一方で、2回目の新型コロナワクチンの接種を終えた施設でもクラスターの発生事例があることから、日常生活の回復に向けた制限の解除が進められる中での施設における感染症対策について、必要な事項を周知するとともに施設における感染防止対策の強化を図る目的で研修会を開催する。

## 2 研修会の名称

令和3年度 社会福祉施設における感染防止対策研修会

## 3 実施主体

北海道保健福祉部福祉局地域福祉課

## 4 研修会日程及び内容

(1) 日 時 令和3年11月1日(月) 14:00～16:00

(2) テーマ 「緊急事態宣言」解除後の社会福祉施設における感染症対策

(3) 次 第

14:00～14:05 開会・挨拶等(5)

14:05～14:20 行政説明(15)

説明者 北海道保健福祉部福祉局地域福祉課

法人運営担当課長 片山 崇

14:20～15:20 講演(60)

社会福祉施設におけるこれからの感染症対策

講 師 札幌医科大学医学部感染制御・臨床検査医学講座

教授 高橋 聡

15:20～15:50 実践報告(30)

ワクチン接種後の施設生活について

～ブレイクスルー感染の発生とその対策～(仮)

報告者 特別養護老人ホーム 静苑ホーム 施設長 市川 茂春

## 5 場所

WEB 会議 ZOOM【接続数 300】(事務局：道立病院局会議室)

## 6 対象者

各総合振興局(振興局)保健環境部保健行政室・地域保健室・社会福祉課職員、道所管の社会福祉施設等の管理者及び新型コロナウイルス感染症対策関係職員。

※社会福祉施設等：養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院、障害者(児)支援施設

## 7 その他

参加者申込は振興局毎に先着順とし、研修内容については、後日 WEB で公開(動画+資料)する。